

電波監理審議会（第930回）議事要旨

1 日 時

平成20年4月9日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中電波部長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（20. 2. 6 諮問第8号及び第9号）

950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入及び950MHz帯パッシブタグシステムの高度化に伴う関係規定の整備に係る標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第444回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 周波数割当計画の一部変更案について

（諮問第22号）

アナログ通信方式による消防用の周波数の使用期限の設定に伴う周波数割当計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、VHF帯の消防用の無線局に使用する周波数の使用期限の設定に伴い、周波数割当計画の一部を変更するものである。VHF帯は、陸上移動通信に適した周波数帯であることか

ら、現在、消防、防災等の公共業務を中心に多用されており、非常に周波数が逼迫している状況にある。

このため総務省では、無線システムのデジタル化や周波数チャンネルのナロー化を図り、利用者の利便性の向上及び周波数の有効利用を推進しているところである。

このような状況の中で、150MHz帯のアナログ方式の消防用無線システムについては、データ伝送の実現や増波等の要望を受け、これまでと同じVHF帯である260MHz帯にデジタル方式の周波数を確保し、移行を促進してきた。今後、確実にこの移行を行っていくため、周波数割当計画において移行期限を平成28年5月31日に設定するものである。

(3) 無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(20. 2. 6 諮問第12号)

地上デジタルテレビジョン放送におけるギャップフィルターの特定無線設備化に伴う標記省令案について、技術的不備により一部を修正した上で、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第445回電波監理審議会意見の聴取意見書)及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(4) 株式会社WOWOWの有料放送契約約款の変更の認可について (諮問第23号)

株式会社WOWOWから申請のあったBSアナログテレビジョン放送の新規加入受付の終了を規定するための有料放送契約約款の変更の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

ア 総務省の説明

まず、株式会社WOWOWは、平成3年からBSアナログテレビジョン放送を、平成12年からBSデジタルテレビジョン放送をそれぞれ開始し、主として映画、スポーツ、音楽、ドラマ等を有料で放送しているものである。

本件は、株式会社WOWOWから有料放送契約約款変更の認可申請があったものであるが、その背景としては、BSアナログテレビジョン放送の終了期日について、平成20年3月の電波監理審議会において、地上アナログテレビジョン放送と同じ平成23年7月24日とすることが適当、との答申がなされ、決定されたところであり、これを踏まえ、株式会社WOWOWから、アナログからデジタルへの円滑な移行の確保のためBSアナログテレビジョン放送の新規加入受付を終了することとし、そのための申請があったものである。

申請内容は、BSアナログテレビジョン放送の新規加入申込みに対し、契約の締結を拒否することができるようにすること及び移行に伴う規定の整備を行うものである。

申請内容について、放送法等に基づき審査した結果、適合すると認められることから、認可することとしたいと考えている。

イ 主な質疑応答

株式会社WOWOWの有料放送の契約数について、現在の契約数とその増加傾向はどのようになっているのか、との質問に対し、株式会社WOWOWのデジタル放送とアナログ放送を合わせた全契約件数は、242万余りであり、直近この1年間の動きでは、わずかながら増えており、アナログ放送からデジタル放送への移行が進みつつある状況にある、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)